

社会福祉法人ユースンドライ役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ユースンドライ（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(費用弁償)

第3条 理事会又は評議員会（以下「役員会」という。）に、役員及び評議員が出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

(報酬の額)

第4条 理事長の報酬は、別表1により支給する。但し、前条による実費弁償費は支払わない。

2 理事長以外の役員及び評議員は無報酬とする。

(支給方法)

第5条 支給方法は職員の例による。ただし、都合により役員会出席の都度、支払うことができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(その他)

第7条 職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年5月1日から施行する。

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。